

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第90号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年6月24日 18時30分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡島弾埼北西方沖 弾埼灯台から真方位309° 16.1海里付近 (概位 北緯38° 30.0′ 東経138° 15.0′)	
事故等調査の経過	平成21年8月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官(仙台事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 <sup>さきよし</sup>崎吉丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-17223 (漁船登録番号)、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機右舷機全筒のピストン及びシリンダライナー偏摩耗	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、いか釣り漁の目的で、石川県珠洲市蛸島漁港を出港し、佐渡島弾埼北西方の漁場で操業待機中、平成21年6月24日18時30分ごろ、機関室からのオイルミスト臭に気付き、点検の結果、主機右舷機のクランクシャフト前部オイルシールから潤滑油が漏洩していた。</p> <p>本船は、操業を中止し、主機左舷機の単独運転により蛸島漁港に帰港し、修理業者による調査の結果、主機右舷機全筒のピストン及びシリンダライナーに偏摩耗が発生していた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波高約50cm</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>ピストン抜き等の整備を行わないで主機を2万時間以上運転しており、シリンダライナー及びピストン側面が偏摩耗してブローバイ(燃烧ガスの吹き抜け)が発生し、クランク室の内圧が上昇してオイルシールから油漏れが発生したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、ピストン抜き等の整備を行わないで主機を2万時間以上運転していたため、シリンダライナー及びピストン側面が偏摩耗し、本船が佐渡島北西方で漂泊中、ブローバイが生じたことにより発生したものと考えられる。	